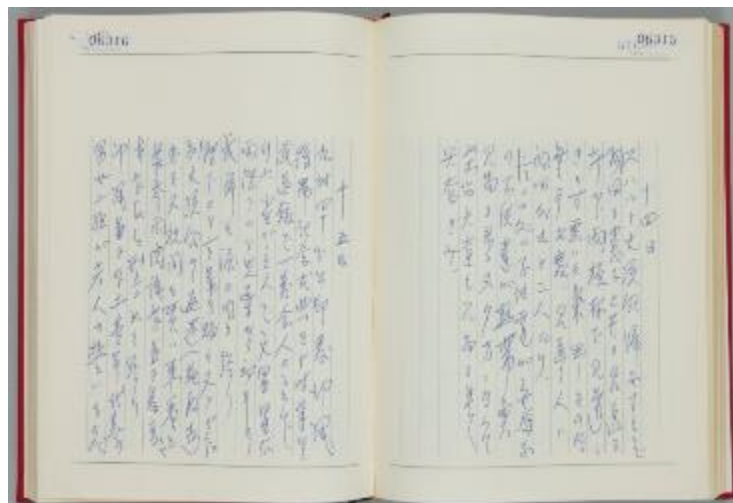


## 国立公文書館の機能・施設に関する基本構想に係る主な論点

歴史資料として重要な公文書等の散逸防止、利用促進の観点から、文書の収集、所在情報の把握・提供において、国立公文書館がどのような役割を果たすべきか。

- ① 歴史資料として重要な公文書等の散逸防止のため、国立公文書館において、どのような範囲の文書を、どのようにして収集していくべきか。
- ② 歴史公文書等の利用促進のため、重要な歴史文書の所在情報の把握・提供に関し、国立公文書館においてどのような取組が求められるか。



佐藤栄作日記  
(個人からの寄贈文書)



KDDI旧蔵文書(旧逓信省公文書)  
(民間法人からの寄贈文書)

## 【現状】

- 寄贈・寄託の窓口はあるが、体系的・組織的な調査に基づく積極的な働きかけを行うための体制は整っていない。  
(平成25、26年度:野田卯一日誌(建設大臣等を歴任)、平成26年度:KDDI旧蔵文書(旧通信省公文書等))
- 重要な歴史的文書の古書市場等への流出をチェックし、必要に応じて購入するための制度的な基盤や体制、十分な予算措置が取られていない。
- 総理大臣経験者や重要な政策に係る意思決定、重大な事件や事故等に関わった人物に対して、オーラルヒストリーのような記録活動を実施するための制度的な基盤や体制、ノウハウ等が十分に備わっていない。
- 立法府文書について、内閣総理大臣と立法府との間の申合せが実現しておらず、移管の実績もない。
- 他機関・施設をホームページでのリンクにより紹介しているが、所蔵文書の相互の把握や目録等へのアクセスについては、必ずしも進んでいない。  
※一部機関・施設においては、ホームページでデータベース等が紹介されている。
- 他機関・施設との連携については、平成25年春の特別展「近代国家日本の登場—公文書にみる明治」を宮内公文書館、外交史料館との共同により実現。



## 【課題と対応策】

### ○ 収集手段及び範囲の拡大

- ・・・ 購入のほか、オーラルヒストリー等の実施、国内外の他機関・施設が所蔵する重要な歴史的文書のデジタル複製による積極的収集の展開。

### ○ センターの機能の確立

- ・・・ 他機関・施設の目録情報の集積・提供、横断的検索システムの拡充、レファレンスのためのネットワークの構築。

### ○ 連携事業の強化

- ・・・ 他機関・施設との共同展示、教育・学習活動での連携、中核となるスペースの確保。

### ○ 体制等の整備

- ・・・ 所在情報の把握に向けた調査研究、古書市場等での歴史的文書の流通情報の把握及び購入、オーラルヒストリー等の実施のための人的体制の整備及び外部有識者の知見の活用。歴史的文書の保護のための購入予算の確保と法的枠組みの整備の検討。

【参考】独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱(平成23年4月1日館長決定)の受入基準

- 一 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- 二 館が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- 三 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸する恐れが極めて高いもの

## 【これまでの主なご意見】

- 個人文書をどこで所蔵するかについては、寄贈・寄託する側の帰属意識を尊重する考え方と、各機関で所蔵すべき文書を決めて分けていく考え方がある。現状として国立公文書館や国立国会図書館憲政資料室等に分散していることを考えると、1つの案としては、まず、既に各機関で所蔵されているものについては複製、デジタル化という形で所在情報をしっかり管理し、今後はできるだけ国立公文書館に入れていく、ということが考えられる。
- 過去のことと未来のことを分けて考えてはどうか。過去のものについては、きちんとした管理が担保される機関にあれば、それを無理にどこかに持ってくる必要はなく、所在情報の把握に努める。一方、今後に関しては、新たに建てられる国立公文書館に持ってくる方向で、意識を高め、国民からもそういった声を上げてもらうことが重要。
- 意思決定に至るプロセスなど記録として残すべきものをきちんと残すという点で、オーラルヒストリーを積極的に使うことで収集機能を高める必要があると思う。
- 教育、展示、研究、行政のアカウンタビリティといった様々な面から、公文書がどのような経緯で、どのような思いで出されたのかという記録を残しておくことが非常に重要であり、その意味でオーラルヒストリーは重要。
- 所在確認も重要であるが、「どこかがやってくれる」ということで穴が開いてしまうことも懸念されるので、国立公文書館で、ぜひこの記録は保存すべき、というものについては、受身ではなく積極的に収集するとよいのではないかと。
- 国立公文書館自身が積極的に私的な記録文書等を収集することもあり得るが、国民目線で見れば、文書の所在情報とアクセス手段の確保こそ重要。そのような枠組みの中で、国立公文書館がどのような役割を果たすべきかを考えていくべき。

### 【これまでの主なご意見(続き)】

- 文書を所有している機関がお互いにアクセスし、国民からもどこに何があるのか、どういった資料があるのかが分かるように、文書の所在を明らかにすることが、第一歩なのではないか。
- 宮内公文書館、外交史料館の文書については、公文書管理法に基づく統一的な基準で管理がなされており、そこは公文書管理法ができたことによる大きな変化。ただし、バラバラに所在しているという国民にとっての不便さはあり、これをどうしていくかは、考えていかなければならない。
- 行政文書の中で分散管理されている外交関係文書や宮内庁関係文書について、展示のために一部寄託を受ける、共同で常設展示を行う、といったことを検討することが、立法府文書の移管に関する立法府側の理解を得る一助になるのではないか。
- 国民から見た「公」というものを考えた場合、国民としては、ここまでが行政府、ここからが立法府、といった形で区別はしないだろう。立法、行政、司法が合わさった上で、国家にとって大切な文書は何かを考えていくことが重要。
- 議員立法や法律の修正の際にどのように議論が行われて修正に至ったのか、どのような必要があって法律ができたのか、そのプロセスは国民にとっても必要な情報になると言える。
- 立法府には、請願の審査に関する文書や議員立法に係る文書等、国民が国家の成り立ちを理解するのに非常に重要な文書が保存されており、このようなものを移管等することができないか、という話を三権が同等に話せるような場で具体的に提案していくべき。

## 【参考】 諸外国における個人文書等の収集状況

	収集する資料の範囲	具体例	購入	購入費	寄贈・寄託を促す措置
アメリカ	合衆国法典44章2111条(a)(1)によって国立公文書館長が公益に適うと判断した個人文書等を収集	既に国立公文書館が所蔵している連邦機関の記録と密接に関連している個人文書等	購入は行っていない	—	国立公文書館のホームページで寄贈・寄託を促している
フランス	公売にかかった個人文書等を収集	ロベスピエール(*)の自筆草稿	文化遺産法典の規定に基づき、歴史的価値があると認定された個人文書等が売却される際には公文書館に先買権	約8,800万円(2012年)	2013年に第一次世界大戦関連の個人文書等を大規模収集を行った
ドイツ	「文書収集プロファイル」に従い個人文書等を収集	元大統領の遺稿	公文書を補完するものについて購入	約1,000万円(2013年)	寄贈・寄託者とその都度利用条件について契約を結ぶことで寄贈・寄託者に安心感を与えている
イギリス	「芸術」「慈善・ボランティア団体」「科学」「スポーツ」等の行政活動以外の文書を含めて収集	チャーチルの私用電報手記	公文書を補完するものについて購入	不明	不明

(\*)フランス革命期の政治家(1758-1797)

(注)国によっては個人文書等の中に法人・団体の文書を含む場合もある

## 【参考】 諸外国における寄贈・寄託文書の例

アメリカ国立公文書記録管理院本館の常設展示室であるデイビッド・M・ルーベンスタインギャラリーには、「Records of Rights(権利の記録)」をテーマに展示が行われ、展示室入口には「1297 Magna Carta(マグナカルタ)」が展示されている。これは、1297年にエドワード1世が署名した17の改定文書の一つである。

このマグナカルタは、ルーベンスタイン氏(カーライル・グループの共同創業者兼共同最高経営責任者)からアメリカ国立公文書記録管理院に寄託されたものである。



アメリカ国立公文書記録管理院本館  
デービッド・M・ルーベンスタインギャラリー



1297 Magna Carta  
(マグナカルタ)

## 【参考】 宮内公文書館、外交史料館との共同展示

平成25年春の特別展「近代国家日本の登場—公文書にみる明治—」を3館共同で国立公文書館で開催。それぞれの館が所蔵する国の政治、皇室、外交の記録が一堂に集まるのは、初めてのケース。



平成25年春の特別展



大阪造幣寮開業式(明治4年)(国立公文書館)

明治天皇御紀附図稿本(宮内公文書館)



鹿鳴館晩餐会メニュー(明治17年)(外交史料館)

